

1 目的

この避難支援プランは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者の避難支援に必要な名簿及び個別避難計画の作成等についてあらかじめ定め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

2 位置付け

この避難支援プランは、平成25年6月に改正された「災害対策基本法（昭和36年法律223号）」及び平成25年8月（令和3年5月改定）に国から示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、「下妻市地域防災計画」の下位計画として策定するものである。

3 用語の定義

（1）要配慮者

防災施策において特に配慮を要する者で、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他特に配慮を要する者を「要配慮者」という。

（2）避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

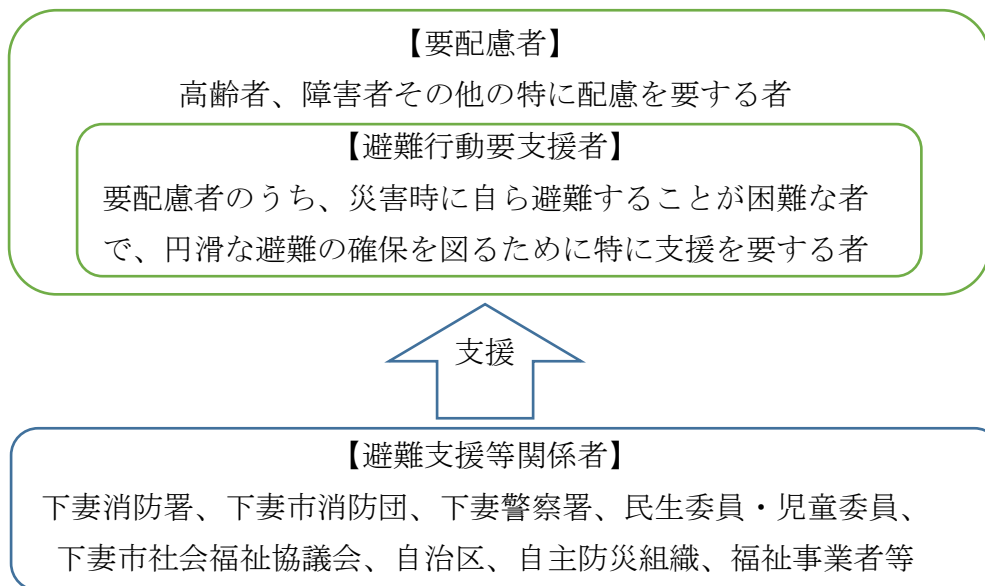
（3）避難支援等関係者

下妻消防署、下妻市消防団、下妻警察署、民生委員・児童委員、下妻市社会福祉協議会、自治区、自主防災組織、福祉事業者、及びその他市長が必要と認める者で、避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」という。

（4）避難支援者

災害時等に、あらかじめ担当する避難行動要支援者へ災害に関する情報の伝達や、安否確認、避難誘導などの支援をする者を「避難支援者」という。

避難支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、災害時等に避難支援ができない場合や、事故等が発生しても責任を負うものではない。



4 避難行動要支援者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者。

- (1) 75歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する者
- (2) 介護保険要介護3～5を受けている者
- (3) 身体障害者手帳（1、2級）または旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種身体障害者
- (4) 療育手帳（㉠、A）を受けている者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳（1、2級）を受けている者
- (6) 上記以外で市が支援の必要を認めた者

※ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であるため、避難行動要支援者名簿の対象から除外し、別途管理する。

5 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者について、避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

(1) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

市においては、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報交付を依頼する。

(2) 名簿の記載事項

名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。

- ①氏名
 - ②生年月日
 - ③性別
 - ④住所又は居所
 - ⑤電話番号その他の連絡先
 - ⑥支援レベル
 - ⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 付紙1「避難行動要支援者名簿」

(3) 名簿への登録

登録に際しては、避難支援等関係者に個人情報を開示することについて避難行動要支援者またはその家族等から同意を得る。

登録を希望する避難行動要支援者またはその家族等は、「避難行動要支援者情報提供同意申請書」を、市長に提出するものとする。

付紙2「避難行動要支援者情報提供 同意申請書」

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に变化しうることから、市は、次により名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

ア 更新頻度

毎年度1回を基準に更新する。

イ 更新方法

(ア) 市は、行政情報（住民基本台帳等）による転居、転出、死亡等を更新する。

(イ) 避難支援等関係者及び庁内関係部局は、避難行動要支援者の異動等に関する情報を入手した場合は、市福祉部局に連絡し、福祉部局は名簿に関する電子データを更新する。

(5) 名簿作成に関する関係部局の役割分担

名簿は、福祉部局が作成及び更新を行い、災害による停電等を考慮し、電子データに加え、紙媒体でも保管する。

また、避難行動要支援者の異動等に関する情報を入手した庁内関係部局は、福祉部局に連絡する。

6 平常時の避難支援等関係者への名簿の交付

(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、自治区等毎に区分した名簿を交付するものとする。ただし、平常時における交付名簿については、本人の同意が得られない場合は、これに含めないものとする。

(2) 市が名簿交付する避難支援等関係者は以下のとおりとする。

- ア 民生委員・児童委員
- イ 交付を希望する自治区、自主防災組織の長
- ウ 消防団各分団長
- エ その他

その他の避難支援等関係者への交付については調整による。

(3) 市は、名簿の交付に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう指導する。

【適正な情報管理】

ア 避難支援等関係者への名簿交付は、当該避難行動要支援者を担当する地域の名簿に限り交付する。

イ 自治区及び自主防災組織は、名簿の交付を受ける際には、「避難行動要支援者名簿情報交付申請書兼誓約書」を市長に提出しなければならない。

付紙3「避難行動要支援者名簿交付申請書兼誓約書」

また、民生委員・児童委員や消防団各分団長等の守秘義務のある避難支援等関係者が、名簿の交付を受ける際には、「避難行動要支援者名簿受領書」を提出するものとする。

ウ 交付された名簿情報を市長の許可なく複製及び複写してはならない。

エ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管するなど、名簿情報漏えい防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。なお、万一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に紛失届を提出するとともに、再交付申請するものとする。

オ 名簿情報の交付を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

※正当な理由とは、平常時に、避難支援に関する話合いや訓練の際に避難支援関係者と情報を共有する場合、災害時等に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民に知らせるような場合をいう。

カ 避難支援等関係者は、任期等により交代する際には、速やかに名簿を市に返

納しなければならない。なお、後任者が新たに名簿を希望する場合は、改めて申請するものとする。

キ 名簿の交付を受けた者が、新たな名簿を受けの際は、保有する名簿を市に返納しなければならない。

7 災害時の避難支援等関係者への名簿（平常時名簿掲載不同意者を含む）の交付

(1) 市は、災害時等において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿を交付することができる。

この場合においては、平常時に名簿への掲載に合意しなかった者を含めた名簿を交付することについて本人の同意を得ることを要しない。

(2) 市は、緊急に名簿を交付する場合の名簿情報拡散防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を求めるものとする。

【適正な情報管理】

ア 市長の許可なく名簿情報を複製及び複写してはならない。

イ 市長は、災害対応収束後、速やかに交付した名簿を回収する。

ウ 名簿情報の交付を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た情報を拡散してはならない。

8 個別避難計画

(1) 個別避難計画の作成・保管

市は、関係機関と連携を図りながら、名簿に登録した避難行動要支援者について、個別避難計画を作成する。

また、個別避難計画の作成に当たっては、本人またはその家族等から同意を得たうえで、直接、避難についての聞き取りを行う。

なお、作成した個別避難計画については、計画書を原本として市が保管するとともに、本人及び避難支援者等に対し、控えとして計画書の写しを交付して保管させるものとする。

付紙4「避難行動要支援者個別避難計画」

(2) 市の内部における個別避難計画の情報の利用

個別避難計画に記載された情報は、避難行動要支援者の支援のために必要な限度で、市の内部で共有できるものとする。

(3) 避難支援等関係者への個別支援計画の情報の提供

個別避難計画は、災害時において、個人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるときは、市は、避難行動要支援者の支援のために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得ずに、個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供できるものとする。ただし、提供できる個別避難計画の情報については、避難支援等関係者が直接支援を実施する避難行動要支援者に関する範囲に限るものとする。

9 要配慮者が円滑に避難行動を行うための避難情報の発令・伝達

- (1) 市は、災害時等においては、下妻市地域防災計画に基づき避難情報として「高齢者等避難」、「避難指示」の発令・伝達を適時適切に発令し、要配慮者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。
- (2) 市は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、多様な手段（防災行政無線、エリアメール、防災アプリ、公式ホームページ、Lアラート、SNS、広報車等）を活用して情報伝達を行う。

10 避難支援等関係者及び避難支援者の安全確保

避難支援等関係者及び避難支援者は、本人又はその家族等の安全が大前提であり、可能な範囲で避難支援等を実施することとし、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

そのため、避難支援等関係者及び避難支援者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる場合があることを、避難行動要支援者に理解を得るものとする。

11 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援の協力を依頼する団体との協定締結

市は、災害時等に避難行動要支援者の避難支援の協力を依頼するため、福祉事業者をはじめ民間事業者や関係団体等との災害時応援協定締結の拡大に努める。

12 避難行動要支援者の避難場所

避難にあたっては、身の安全を確保できる避難場所（市指定避難所、知人宅、ホテル等）に避難することを最優先とする。

避難先において、避難行動要支援者の身体状況、介助者の有無や障害の種類・程度により、避難先での生活が困難な場合は、福祉避難所、福祉施設及び医療機

関などへの搬送を検討する。

13 避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

避難行動要支援者が円滑な避難生活を送り、災害関連死を避けるため、避難所の責任者等が必要な配慮（福祉避難所への搬送等）を行えるよう、避難支援者は、当該避難行動要支援者の情報を当該避難所の責任者に引き継ぐものとする。

引き継ぎを受けた責任者は、その情報を避難所生活での生活支援に活用できるよう適切に管理する。

14 避難した場所から別の避難先への搬送

発災直後、身の安全を図るため避難した場所は、必ずしもその後の避難生活に適した場所と一致しない場合がある。

そのため、避難支援等関係者は、地域や市と連携し、避難行動要支援者の安全な避難誘導、搬送等の支援に努めるものとする。

15 制度の周知

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して本制度の周知を図るとともに、市広報紙及び市ホームページ等を通じて、この避難支援プランに定める制度の周知を図るものとする。